

マネー・ローンダリングのアンケート調査に関するQ&A

令和5年6月
熊本信用金庫

Q1. マネー・ローンダリングとは何ですか。

A1. マネー・ローンダリングとは資金洗浄を意味します。

麻薬取引、脱税、粉飾決算などの犯罪によって得られた資金(汚れたお金)を、資金と出所をわからなくするために、架空または他人名義の金融機関口座を利用して、転々と送金を繰り返したり、株や債券の購入や大口寄付などが行われます。これは、捜査機関による差押えや摘発を逃れるための行為で、世界中で巨大な闇のお金として悪用される事もございます。もちろんこれらの行為は法律で禁止されております。アンチマネー・ローンダリングとはこういった行為を防止するための対策の事です。

Q2. DM(アンケート調査)を送ってきた理由は何でしょうか

A2. 「犯罪による収益の移転防止法に関する法律」や、金融庁が策定した「マネー・ローンダリングテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、お客様のお取引目的などの確認が義務付けられており、当庫よりアンケート調査を送らせていただきました。

Q3. このような調査をするのは、熊本信用金庫だけではないのですか。

A3. 金融庁の要請に基づいた対応となりますが、アンケート用紙送付の具体的な対応は、当庫が実施しております。定期的な情報確認はすべての金融機関にて行われています。

Q4. アンケートに回答しない場合どうなるのでしょうか。

A4. マネー・ローンダリング防止の取組の為に、お客様の最新の情報が必要ですので、できる限りご回答の協力をお願い致します。

Q5. いつまでに回答しなければならないのですか。

A5. 書面に記載しております。提出期限(ご提出目安)までにご返送お願いします。

Q6. 提出期限が切れてしまいました。期限を過ぎての対応も受け付けてもらえますか。

A6. 回答期限経過後でも受け付けております。できるだけお早目のご回答をお願いします。

Q7. アンケート用紙の回答はいつ時点で回答すればよいですか。

A7. お客様がアンケート用紙に記入される時点を基準として、ご回答お願いいたします。

Q8. 住所変更の手続きをしたい場合はどうすれば良いですか。

A8. お引越して住所が変わられた際には、書面記載の営業店へご連絡をお願いいたします。免許証または、マイナンバーカード等の住所変更後の住所が記載された本人確認書類と届出印を持参下さい。

Q9. 案内不要としているのにどうして送られてきたのですか。

A9. 案内不要にされているお客様の場合でも、今回のご案内のような重要なお知らせ等については、書面にてご案内をお送りする場合がございます。法令、関係省庁からの要請もあり、マネー・ローンダリング防止の観点からご理解のうえ、ご協力をお願いします。

Q10. アンケート調査(DM)の送付を停止してもらえますか。

A10. 今回のご案内はお客様情報確認のため必要なものであり、誠に申し訳ございませんが、お申し出によりお止めすることはできません。何卒ご理解頂きたくお願い致します。

Q11. 回答内容に不備があった場合は、連絡をもらえますか。

A11. お客さまより、アンケート調査の回答に不備や不明な点がある場合は、後日改めて確認のご連絡をさせて頂く事がございます。予めご了承ください。

Q12. 家族で熊本信用金庫を利用しているが、自分にだけ通知がきたのは何故ですか。

A12. アンケート用紙の発送時期や頻度が、お客様によって異なるためでございます。

Q13. 名義人が他界しています。どうすればよいでしょうか。

A13. ご名義人が他界されている場合ご回答は不要でございます。相続の手続きが必要となりますので書面の営業店へ手続きのため、ご連絡ください。

Q14. 名義人が現在入院中で、自分で回答できません。代理での回答をしてもいいですか。

A14. 原則、預金者ご本人さまに回答いただいておりますが、記入等が難しいのであれば、ご家族の方が、ご本人へ聞き取りのうえ、記入されご返送ください。